

伊達市議会業務継続計画 (議会BCP)



**令和5年9月
福島県伊達市議会**

目次

1	計画の目的.....	1
2	対象とする災害等.....	2
3	災害等発生時の対応指針.....	3
4	災害等発生時の議会・議員等の役割	4
5	災害等発生時の連絡体制.....	6
6	災害対策協議会	7
7	災害等発生時の行動基準.....	8
8	災害等発生時の議会運営.....	13
9	オンラインを活用した会議の開催について	15
10	感染症流行時の対応	15
11	防災訓練	17
12	計画の見直し	17
13	資料編.....	17

1 計画の目的

(1) 目的

伊達市議会は、二代表制の下、立法機能及び監視機能を十分発揮し、積極的な情報の公開を通じて説明責任を果たし、議員間の自由闊達な議論及び討議を行うことにより、市政の論点を明らかにして、政策立案及び提言を積極的に行い、市民の信頼及び負託に応えることを「伊達市議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）」に定めている。

また、同条例では、災害対応についても規定しており、「議会は、大規模災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。」と規定している。

本市議会では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、平成27年3月に「伊達市議会災害対応指針（以下「指針」という。）」並びに「伊達市議会災害対策協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）」を策定し、令和元年に甚大な被害が発生した東日本台風の際には議会及び議員が指針、設置要綱等に基づき、議会運営を行ってきたところである。

一方で、令和2年3月には、世界保健機関（WHO）が世界的大流行（パンデミック）を宣言した新型コロナウイルス感染症により、大規模災害に匹敵するほどの脅威が発生し、市民の議会参画や議員間の議論及び討議、合意形成に時間を要してしまうことがあった。

このようなことから、これまでの災害対応に加え、新型コロナウイルス感染症のような重大な感染症等の流行時においても市民参画や議員間議論及び合意形成を含めた議会機能の維持と早期回復を図るため、必要な組織体制や議会・議員等の役割を定めた伊達市議会業務継続計画（以下「議会BCP（Business Continuity Plan）」という。）を策定するものである。

(2) 他の計画との整合性

執行機関が策定する「伊達市地域防災計画」、「伊達市国民保護計画」、「伊達市新型インフルエンザ等対策業務継続計画」等との整合性を図るものとする。

2 対象とする災害等

議会BCPの対象とする災害等（以下「災害等」という。）は、下表のとおりとする。

災害等種別	内 容
地 震	震度 5 強以上の地震が発生したとき
風水害等	大雨、洪水、土砂災害、暴風等により警戒レベル 4（避難指示）が市より発令されたとき
火災等	大規模な火災、爆発その他重大な災害・被害が発生したとき
武力攻撃事態等	ミサイル攻撃、テロ行為などで、大きな被害が発生したとき
放射性物質拡散	放射性物質が拡散し、避難が予想されるとき
感染症	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める感染症※で、措置を講じなければ市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れのあるものが発生したとき ※（定義等） 第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。
その他	・災害等種別において、上記の状態には至らないが、大規模な被害等が発生又はその恐れがあるとき ・その他議長が必要と認めるとき

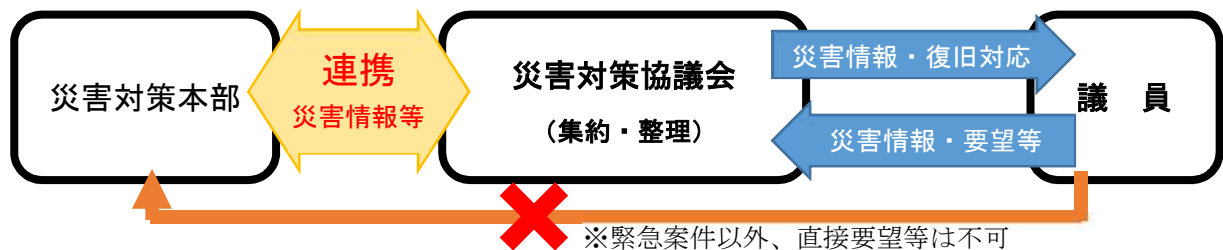
3 災害等発生時の対応指針

(1) 議会

議会は、市内で大規模な災害等が発生した非常事態時においても、議会の役割である行政監視機能と議決機能を停止することなく、適正かつ公正に議会を運営する必要があることから、災害等発生時には、初動期対応から復旧・復興期の各段階においてさまざまなケースを想定し、必要に応じて審議・調査等が行えるよう体制を整えておく必要がある。

また、災害等が発生した際には、市が実質的かつ主体的に対応に当たることになり、特に災害初期段階においては、情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態になることが予想されることから、市が初動体制や応急対応に専念できるよう、災害等の情報の収集及び要請等の行動については、議員が個々に行うのではなく、その状況と必要性を見極めた上で議会として集約し、対応しなければならない。

一方で、前述の議会の役割を適正に実行するため、正確な情報を早期に収集・確認することも必要であることから、議会は、議会と市におけるそれぞれの役割を踏まえ、情報の共有を主体とする協力・連携体制を整えるものとする。



(2) 議長

議長は、副議長とともに、議会の災害対応に関する事務を統括し、必要に応じ議会基本条例第5条第2項第1号に規定する協議会として伊達市議会災害対策協議会（以下「災害対策協議会」という。）を設置し、状況の確認と所要の対応を行わなければならない。

(3) 議員

議員は、議会が議決機関としての機能を維持するために、その構成員としての役割を担っている。

また、災害等発生時には、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等にあたり、地域における共助の取組みが円滑に行われるよう努めながら、地域の被災状況や要望等の情報収集及び市民への正確な情報提供に努めなければならない。

4 災害等発生時の議会・議員等の役割

(1) 議会の役割

- ① 災害等が発生した場合においても、議決機関としての機能を維持し、市民の代表としてその役割を担うための体制を整える。
- ② 災害対策本部が迅速、かつ円滑に応急対策に専念できるよう、連携を図りながら、必要な協力、支援を行う。
- ③ 災害対策本部からの情報を議員に伝達するとともに、議員から提供された地域の被災状況等の情報を災害対策本部等に提供する。
- ④ 地域の被災状況や被災者等の意見・要望等を踏まえ、災害対策協議会で調整を行い、市に対して要望等を行う。
- ⑤ 復旧・復興が迅速に進むよう、必要な条例や予算等を速やかに審議する。
- ⑥ 国、県、関係機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取組みの支援を行う。
- ⑦ 広域的な応援体制が必要と判断した時は、関係自治体の議会と積極的に連携を図る。

(2) 議長の役割

- ① 災害対策協議会の設置は、議長が決定し、事務を統括する。
- ② 災害対策本部等及び議員との情報共有に努めるとともに、連絡・連携を図る。

(3) 議員の役割

- ① 災害等が発生した場合においても、議会の構成員として、会議の招集があった場合には出席できる体制を整えておく。
- ② 災害等が発生した場合は、自らの安否、居所、被害状況等を議会事務局に報告し、連絡体制を確立する。
- ③ 地域における自治組織や自主防災組織等と連携し、地域の一員として市民の安全確保と応急対応等にあたり、地域における共助の取組みが円滑に行われるよう努める。
- ④ 安全に留意しながら、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議会に情報を提供する。
- ⑤ 市民に対し、災害対策本部等から知り得た正確な災害情報を積極的かつ適切に提供する。

(4) 議会事務局職員の役割

- ① 議会事務局における災害対応に関する事務は、議会事務局長が総括する。議会事務局長が不在又は登庁できない場合は、議会事務局次長が職務を代理する。
- ② 議会の構成員である議員の安否確認に努める。
- ③ 情報の収集・整理、提供等を行い、災害対策協議会等の設置準備や運営の事務にあたる。

- ④ 災害対策本部との連絡調整にあたる。
- ⑤ 議員から提供された災害関係情報等の収集・整理を行い、必要に応じて災害対策本部へ情報を提供する。
- ⑥ 災害対策本部の一員として定められた役割にあたる。

5 災害等発生時の連絡体制

(1) 議員は、市内で災害等が発生したときは、自身と家族の安全を確保した上で、自身が次の状況に該当する場合は、議会事務局に安否の連絡をしなければならない。

- ① 震度5強以上の地震により被害が発生したとき。
- ② 大雨、洪水、土砂災害、暴風等により警戒レベル4（避難指示）が市より発令され、避難が必要となったとき。
- ③ 大規模な火災、爆発その他重大な災害・被害が発生したとき。
- ④ ミサイル攻撃、テロ行為などで、大きな被害が発生したとき。
- ⑤ 放射性物質が拡散し、避難が必要となったとき。
- ⑥ 「2 対象とする災害等」の種別に定める感染症が流行し、感染したとき。
- ⑦ それ以外の災害や上記の状態には至らないが、議長の指示により議会事務局から連絡があった場合、議会事務局へ安否を報告する。

(2) 連絡手段の優先順位は次のとおりする。

- ① 議会から貸与されているタブレット端末
- ② メール
- ③ 電話
- ④ F A X
- ⑤ 上記が使用できないとは、最寄りの公共施設設置の災害時優先電話や衛星携帯電話又は災害用伝言ダイヤル（171）を利用する。

安否連絡先

- 1 サイボウズOfficeによる報告
- 2 E-mail gikai@city.fukushima-date.lg.jp（議会事務局）
- 3 電 話 024-575-1217（議会事務局）
- 4 F A X 024-575-5339（議会事務局）

※議員自身が被災した場合は、その家族から議会事務局へ連絡することが必要となるため、家族にも議会事務局の連絡先や安否連絡事項を共有しておくこと。

(3) 安否確認事項は次のとおりする。

- ① 議員とその家族の被災状況
- ② 議員の居場所と連絡先
- ③ 議員の参集の可否
- ④ 地域の被災状況（わかる範囲）

(4) 議会事務局は、連絡のあった安否確認事項を取りまとめ、議長に報告する。また、連絡のない議員の安否確認に努める。

6 災害対策協議会

(1) 設置

- ① 議長は、災害等が発生した場合、または発生する恐れが見込まれる場合には、災害対策協議会を設置することができる。
- ② 議長は、災害対策協議会を設置したときは、市長に通知するとともに、議員に周知する。
- ③ 議長に事故等がある場合は、副議長がこれを設置することができる。

(2) 組織

- ① 災害対策協議会は、議長、副議長及び各部門別常任委員長をもって組織する。
- ② 議長は、災害対策協議会を代表し、その事務を統括する。
- ③ 副議長は、議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する。
- ④ 議長は、必要と認める場合は、その他の議員の参加を求めることができる。

(3) 所掌事務

- ① 被災情報の収集・整理し、災害対策本部へ当該情報の提供を行うこと。
- ② 災害対策本部から提供された災害情報を議員に提供すること。
- ③ 災害対策本部からの依頼事項への対応に関すること。
- ④ 災害対策本部への要望及び提言に関すること。
- ⑤ 国、県、関係機関等への要望活動を行うこと。
- ⑥ その他、議長が必要と認める事項に関すること。

(4) 解散

- ① 議長は、災害対策協議会の設置に至った災害等の対応が概ね完了したと判断したときは、災害対策協議会を解散することができる。
- ② 議長は、災害対策協議会を解散したときは、市長に通知するとともに、議員に周知する。

7 災害等発生時の行動基準

(1) 情報の収集・提供

① 災害対策本部からの災害情報の共有

災害対策協議会の設置後、災害対策本部からの情報は、全議員へ次の方法により行う。

- ア 議会から貸与されているタブレット端末
- イ メール
- ウ 電話
- エ FAX

② 議員からの被災情報等

災害対策協議会が設置された場合、以下の事項に該当するものについては、災害対策協議会で情報を集約し、災害対策本部等へ提供、要望及び提言するものとする。

- ア 被災地域における復旧工事等の要望に関すること。
- イ 避難所における運営方法等の要望に関すること。
- ウ 国、県に対する緊急要望の取りまとめに関すること。
- エ その他、議長が必要と判断した事項

※ただし、特に緊急性がある場合（直ちに対応しなければ、被害が拡大、又は人命に関わる等）には、議員が直接、市へ連絡するものとする。

【緊急性がある場合の例示】

- ・火災や土砂崩れなどによる人命救助が必要なとき。
- ・道路等のひび割れや陥没などにより、事故等の恐れがあるため、緊急的に工事が必要なとき。
- ・河川が堤防を今にも越水する恐れがあるため、緊急対応が必要なとき。

※緊急性がある場合として議員が直接市に連絡した場合には、その内容を議長または災害対策協議会へ報告する。

避難所における個別の要請案件（物資の要請など）は、避難所駐在員（市職員）から災害対策現地本部へ要請することが、市の避難所運営マニュアルに定められていることに留意し、議員の役割を自覚し、災害対策現地本部への情報の一元化を図るため、避難所駐在員（市職員）や施設管理者と情報を共有し、協力すること。

(2) 災害等発生時における基本的な行動基準

災害等発生時においては、発災からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期（初動期、応急期、復旧・復興期）に応じた基本的な行動基準を定める。

【初動期】（災害発生時から概ね 24 時間が経過するまで）

会議（本会議・委員会）開催中（登庁時）に発災した場合	
議長 （委員長）	① 会議を休憩又は散会 ② 議員（委員）及び傍聴者の安全確保行動・避難誘導を指示 ③ 議員（委員）が速やかに地域での支援活動等を行えるよう配慮
議員（委員）	① 安全確保・避難行動
事務局職員	① 議員（委員）・傍聴者の安全確保・避難誘導

※上記の行動基準以降は、休日・夜間（登庁時以外）に発災した場合に準じる。

休日・夜間（登庁時以外）に発災した場合	
正副議長	① 安全確保・避難行動 ② 安否連絡 ③ 災害の程度、被害状況等の把握 ④ 状況に応じて登庁 ⑤ 災害対策協議会の設置の検討
議員	① 安全確保・避難行動 ② 安否連絡 ③ 地域での被災者の安全確保、避難誘導等最大限の協力
事務局職員	① 安全確保・避難行動 ② 災害時の職員参集基準に基づき参集 ③ 正副議長へ被害及び市の対応状況を報告 ④ 安否連絡のない議員の安否確認 ⑤ 議会施設設備の被害の確認 ⑥ 事務局長は、災害対策本部員として災害対策本部に出席 ⑦ 状況の把握、災害対策本部と連絡・連携体制構築 ⑧ 災害対策本部事務員としての事務従事

【応急期】（概ね２～７日目）

正副議長	① 被災情報を収集・整理し、災害対策本部へ提供 ② 会派又は議員に対し、収集・把握した情報を的確に提供 ③ 状況確認と所要の対応のため、必要に応じ、災害対策本部長と連絡調整 ④ 災害対策協議会の設置・招集 ⑤ 要請事案があると認めるときは、災害対策協議会から災害対策本部へ要請
議 員	① 自らの所在を明らかにし、連絡体制を構築 ② 議長の招集に基づき参集 ③ 安全に留意し、地域における被災状況の把握や被災者の要望等の情報収集 ④ 緊急性がある場合には、支所等へ連絡 ⑤ 収集した情報、要望を議長・災害対策協議会へ提供 ⑥ 地域の一員として避難所支援などの協力 ⑦ 市民に対し、知り得た正確な情報を積極的に提供
事務局職員	① 事務局長は、災害対策本部員として災害対策本部に出席 ② 災害対策本部からの情報を正副議長へ報告 ③ 災害対策協議会に関する事務 ④ 災害対策本部事務員としての事務従事

【復旧・復興期】（概ね８日目以降、議会機能を回復するまで）

正副議長	① 災害対策協議会の招集 ② 被災状況を踏まえた国、県、関係機関等に対する要望 ③ 広域的な視点に立ち、関係自治体の議会と十分な連携 ④ 本会議・委員会等の開催検討
議 員	① 議長の招集に基づき参集 ② 被災状況を踏まえた国、県、関係機関等に対する要望の検討 ③ 広域的な視点に立ち、関係自治体の議会と十分な連携 ④ 本会議・委員会等への出席
事務局職員	① 事務局長は、災害対策本部員として災害対策本部に出席 ② 災害対策本部からの情報を正副議長へ報告 ③ 災害対策協議会に関する事務 ④ 本会議・委員会等の開催準備 ⑤ 災害対策本部事務員としての事務従事

※行動時の留意事項

① 服装・携帯品

服装は、防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋を身に着ける。

携帯品は、携帯電話、貸与タブレット端末、筆記用具、懐中電灯及び携帯ラジオ等とし、個人用としてマスク、着替え、食料や飲料水もできる限り携帯する。

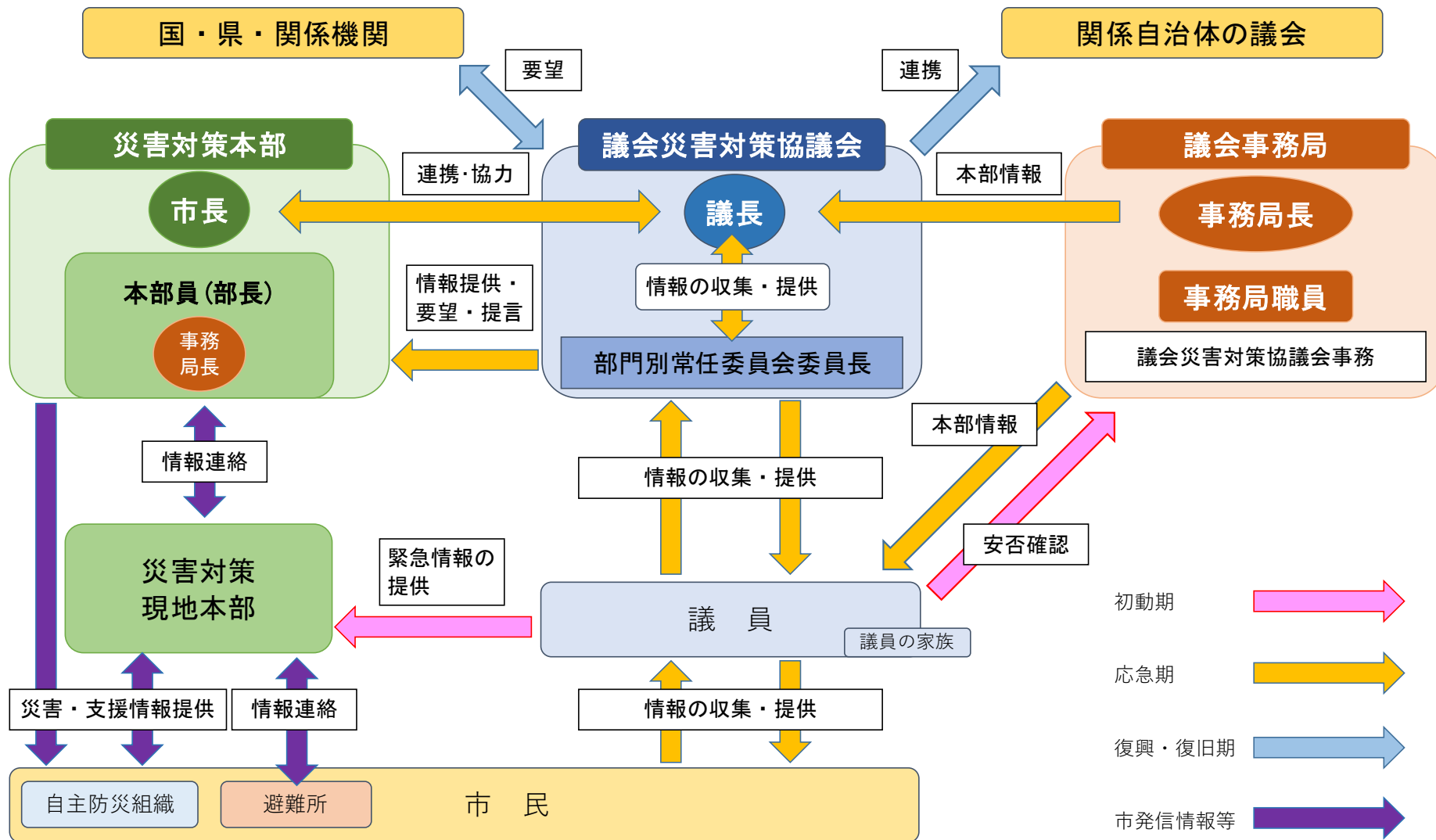
② 交通手段

道路事情等により、自動車不能使用できないことも予想されることから、その場合は、徒歩、自転車又はバイク等を利用する。

(3) 市外における議会・議員活動中に災害等が発生した際の行動基準

福島県市議会議長会等への会議出席や委員会行政視察、政務活動費を活用した議員活動等の最中に議会BCPに定める災害等が発生した場合は、災害の状況、情報等を考慮し、会議の退席や視察、議員活動を中止し、「3 災害等発生時の対応指針」及び「4 災害等発生時の議会・議員等の役割」により、対応する。

議会BCPにおける連携・情報等のフロー図



8 災害等発生時の議会運営

災害等発生時の議会運営については、議会基本条例及び伊達市議会委員会条例、同会議規則等を基本とし、次の対応を行う。なお、休会中の災害発生については「7 災害発生時の行動基準」の(2)により対応する。

(1) 議員が被災した場合

① 本会議の運営	
ア 定足数を満たすとき	a 欠席議員があっても開会する。
イ 定足数を満たさないとき	a 会議の期間最終日でない場合 当日の本会議は流会となるが、早急に会派代表者会議、議会運営委員会を開催し、開会日の変更等を協議する。
	b 会議の期間最終日の場合 当日の本会議は流会となるが、早急に会派代表者会議、議会運営委員会を開催し、以下の対応を協議する。 (a)直近の時期に臨時会議を開催する。 (b)次の定例会議で対応可能な案等は先送りする。 (c)急施を要する案件は、地方自治法第179条の規定による専決処分の対応を含め、執行機関と協議する。
ウ 正副議長に事故があるとき	a 仮議長を選挙し、本会議を運営する。

② 議会運営委員会の運営	
ア 定足数を満たすとき	a 欠席委員があっても開催する。
イ 定足数を満たさないとき	a 当日の委員会は流会となるが、新たな開催日を委員長が定める。
ウ 正副委員長に事故があるとき	a 年長委員が職務を代行する。

③ 常任委員会及び特別委員会の運営	
ア 定足数を満たすとき	a 欠席委員があっても開催する。
イ 定足数を満たさないとき	a 当日の委員会は流会となるが、新たな開催日を委員長が定める。
	b 会議の期間の最終日までに議案等の審査を終了できない場合は、会議の期間の延長等について、会派代表者会議、議会運営委員会で協議する。
ウ 正副委員長に事故があるとき	a 年長委員が職務を代行する。

(2) 説明員が被災した場合

説明員が多数被災し、議案等の審査に支障が生じるおそれがある場合には、会議（本会議、委員会等）の開会日の変更等を検討する。

(3) 事務局職員が被災した場合

事務局内の連携により会議（本会議、委員会等）を運営する。なお、状況によっては、会議（本会議、委員会等）の開会日の変更等を検討する。

(4) 初期対応環境の確保

① 議場及び委員会室等が使用不可能な場合

会議（本会議、委員会等）が開催できる代替施設を選定する。

② 音響、録音設備、議場・委員会室のシステム等が使用不可能な場合

小型アンプ（スピーカー）及びワイヤレスマイク、ＩＣレコーダー、タブレット端末、ストップウォッチ、残時間表示を可能とする物品等により対応する。

③ 議会中継システムが使用できない場合

使用できない期間は配信しないものとするが、ホームページにその旨を記載し周知に努める。

9 オンラインを活用した会議の開催について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、人が参集することで感染リスクが高まることもあり、また、濃厚接触者になった議員、あるいはその疑いがある場合、会議を欠席せざるを得ない事態が発生した。さらに、地震や台風、集中豪雨等の自然災害が毎年のように発生する中、議員の参集が困難となり議会運営に支障が生じることも想定される。

こうしたことから、委員会等の会議への出席について、議会機能の維持や危機管理の観点から災害や感染症の流行時の場合に限定し、今後、議会として、オンラインを活用した会議の開催について検討・実施していく。

10 感染症流行時の対応

感染症流行時の対応に関しては、国や県及び市の状況を把握した上で、新型コロナウイルス感染症の流行に際して、令和2年2月以降の議長通知及び代表者会議、議会運営委員会での協議、確認による方法に準じ、対応するものとする。

(1) 感染防止のための基本対策の徹底

感染防止の基本対策の徹底は、議会機能の維持と自分自身を感染から守り、他人に感染を広げないためにも重要な行動である。

【基本対策の例示】

マスクを正しく着用する。

こまめな手洗い、手指消毒を行う。

こまめな換気を行う。

人と人との距離を確保する。

不要不急の移動は自粛する。

発熱（37.5度以上）など体調不良の場合には、無理をせず欠席するなど適宜判断をする。

(2) 議員・事務局職員が感染症に感染した場合

- ① 感染した者は、議長（議会事務局）に感染した事実を報告する。
- ② 保健所等の指示に従い、濃厚接触者の確認を行い、適切な対応をとる。
- ③ 感染した者は、県や市の方針に則り治療又は療養し、登庁を控えるなど、十分な感染予防をとる。
- ④ 家族等の感染により、議員・事務局職員が濃厚接触者となった場合（疑いも含む）も、県や市の方針に則り一定期間自宅待機するなど、感染拡大防止と感染予防の対応をとる。
- ⑤ 治癒又は療養期間が終了した場合、結果を議長（議会事務局）へ報告する。

(3) 議会の会議等における感染予防対策

① 本会議

- ア 議場入口に消毒液を設置し、入場前に手指消毒を行う。
- イ 議席などの間隔を広げる。
- ウ 会議中を含め、窓や出入口等を適宜開放し、換気を実施する。
- エ 議席や説明員席は、必要に応じて、消毒、除菌を行う。
- オ 質問時間を短縮する。
- カ 説明員の出席を必要最小限とする。

② 委員会等

- ア 会議室等の入口に消毒液を設置し、入場前に手指消毒を行う。
- イ 委員席などの間隔を広げる。
- ウ 会議中を含め、窓や出入口等を適宜開放し、換気を実施する。
- エ 当局入れ替えの際に説明員席は、必要に応じて、消毒、除菌を行う。
- オ 説明員の出席を必要最小限とする。

③ 傍聴

- ア マスクの着用と入場時の消毒液による手指消毒を行っていただく。
- イ 万が一の際に連絡できるよう氏名、連絡先を受付の際に記載いただく。
- ウ 発熱（37.5 度以上）などで体調がすぐれない方の傍聴は、遠慮いただく。
- エ 本会議について、インターネットでライブ中継及び録画中継を行っている旨、市議会ホームページで周知する。
- オ 本会議や委員会の傍聴は席を減らし、その旨を市議会ホームページで周知する。

(4) 感染症流行時の本会議、委員会の開催について

「8 災害等発生時の議会運営」の(1)議員が被災した場合及び(2)説明員が被災した場合と同様する。

(5) 事務局職員が感染症に感染した場合の業務体制等

「8 災害等発生時の議会運営」の(3)事務局職員が被災した場合と同様とする。

11 防災訓練

災害時において、議会と議会事務局がともに、迅速に体制を整備し、的確に行動指針、役割、基準に即した行動が行えるようにすることが必要である。

さらに、それらの内容について、検証・点検し、実効性を高めるために、議会と議会事務局を対象とした安否確認の通信訓練や火災時の避難誘導訓練、消火訓練などを必要に応じ行い、防災意識の向上を図るものとする。

12 計画の見直し

- (1) 議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練の実施などにより得られた情報、新たに発見された課題等の発生に対して、議会BCPをより実効性のある計画にする必要があることから、その必要の都度、見直しを行うものとする。
- (2) 見直しを行う組織は、会派代表者会議とする。

13 資料編

- （様式1） 安否確認表
- （様式2） 安否確認表（感染症）
- （様式3） 災害情報等連絡表
- 災害伝言ダイヤルの利用方法
- 災害対策協議会、安否等の報告に関する連絡（周知ひな形）
- 伊達市議会災害対応指針
- 伊達市議会災害対策協議会設置要綱

5 災害等発生時の連絡体制（3）
（様式1）

必要項目を事務局へ連絡する。必ずしもこの様式を使用しなくてもよい。

安否確認表

議 員 氏 名	(居住地域)	災害等 の種別	☐ 地震 ☐ 風水害等 ☐ 火災等 ☐ 武力攻撃事態等 ☐ 放射性物質拡散 ☐ その他 ()
確 認 日 時	月 日 () 午前・午後 時 分	確 認 手 段	☐ サイボウズOffice ☐ メール ☐ 電話 ☐ FAX ☐ ()

① 議員とその家族の被災状況

被災状況	議 員	☐ 無 ☐ 有 → ①重体 ②重傷 ③軽傷 ④その他 ()						
	家 族	☐ 無 ☐ 有→	続柄					
			状況					
	居宅の被害	☐ 無 ☐ 有→	全壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水 全焼 一部焼失 その他 ()					

② 議員の居場所と連絡先

居場所	☐ 自宅（名簿掲載住所） ☐ 自宅外 → 避難所 その他 ()
連絡先	※本人との連絡が取れない場合➡家族の連絡先を記入

③ 議員参集の可否

参集可否	☐ 可 ☐ 否	参集可能な時期	
------	--	---------	--

④ 地域の被災状況

地域の被災状況	※わかる範囲
---------	--------

⑤ その他（特記事項）

その他	
-----	--

1 サイボウズOffice
 2 メール：gikai@city.fukushima-date.lg.jp
 3 電 話：024-575-1217
 4 FAX：024-575-5339

議会事務局確認者

5 災害等発生時の連絡体制（3）
（様式2）

必要項目を事務局へ連絡する。必ずしもこの様式を使用しなくてもよい。

安否確認表(感染症)

議 員 氏 名	(居住地域)	災害等 の種別	■感染症 名称 ()
確 認 日 時	月 日 () 午前・午後 時 分	確 認 手 段	☐ サイボウズOffice ☐ メール ☐ 電話 ☐ FAX ☐ ()

① 議員とその家族の安否状況

健康状態	発症状況	発症日時	月 日 時 ころ						
		発症に至った経過	・ ・						
		受診医療機関							
	議員	☐ 無 ☐ 有 → ・発熱 (°C) ・重症・中等症・軽症・その他 () ・だるさ 鼻水 のどの痛み せき 息苦しさ 下痢							
		家族	☐ 無 ☐ 有→	続柄					
状況	°C 重・中・軽			°C 重・中・軽	°C 重・中・軽	°C 重・中・軽	°C 重・中・軽	°C 重・中・軽	

② 議員の居場所と連絡先

居場所	☐ 自宅（名簿掲載住所） ☐ 自宅外 → その他 ()
連絡先	※本人との連絡が取れない場合➡家族の連絡先を記入

③ 議員参集の可否

参集可否	☐ 可	入院期間(待機期間)時期	月 日 まで
	☐ 否→	参集可能な時期	月 日

④ その他（特記事項）

その他	発症日前の他議員等との接触歴など
-----	------------------

1 サイボウズOffice
 2 メール：gikai@city.fukushima-date.lg.jp
 3 電 話：024-575-1217
 4 FAX：024-575-5339

議会事務局確認者

7 災害等発生時の行動基準（１）
（様式３）

必要項目を事務局へ連絡する。必ずしもこの様式を使用しなくてもよい。

災害情報等連絡表

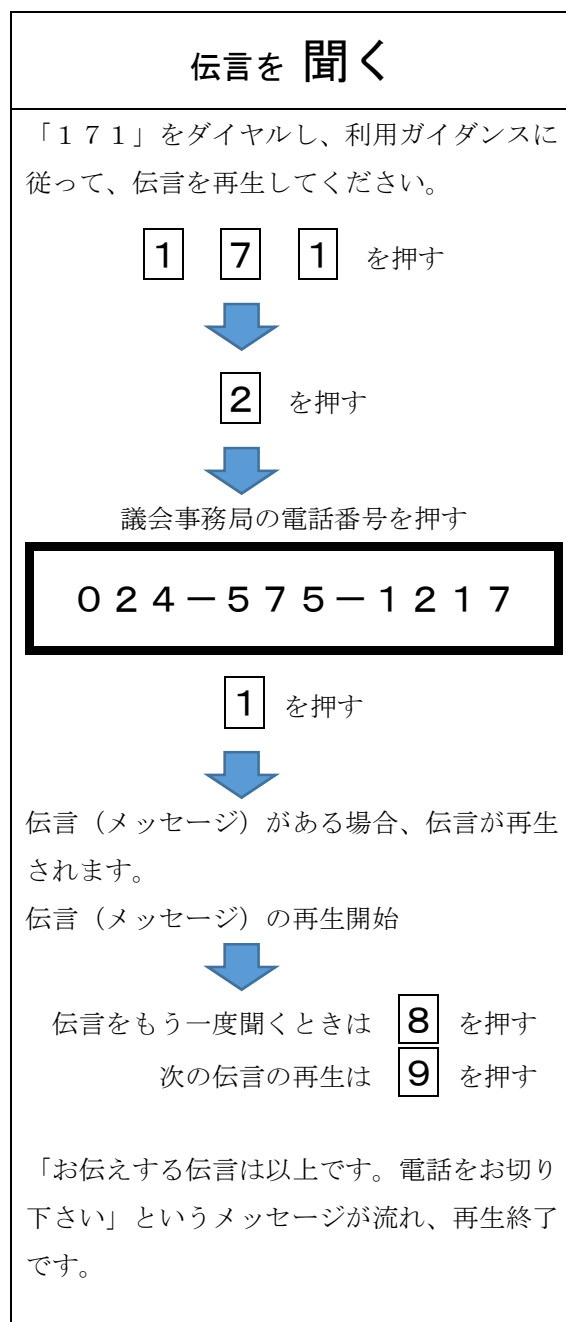
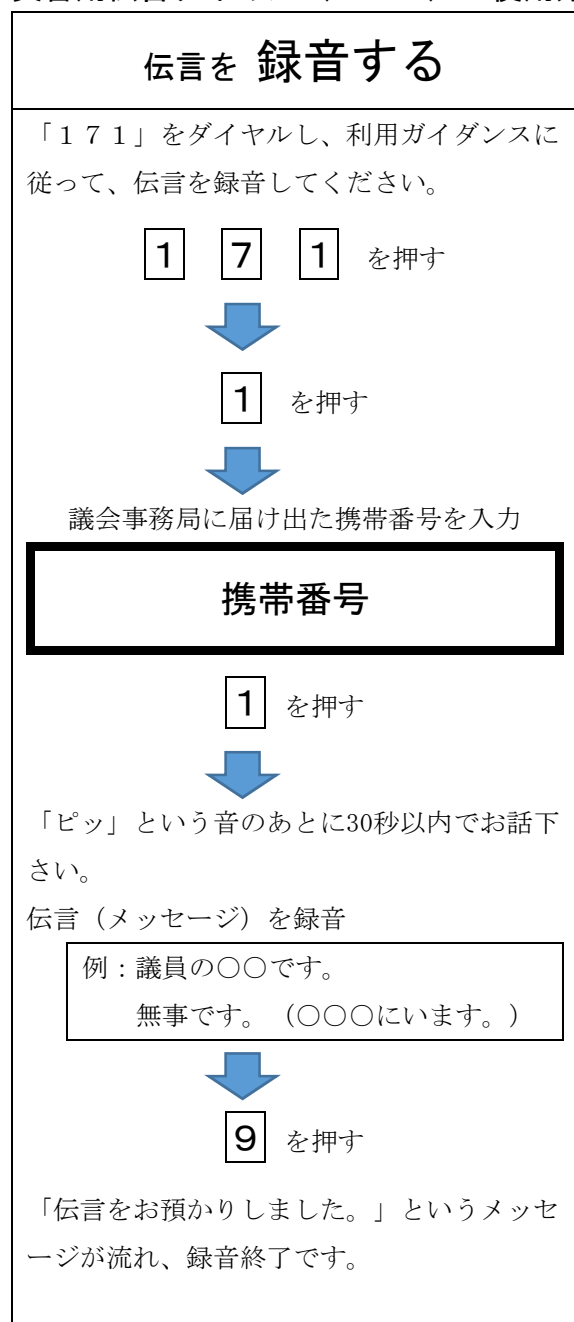
議 員 氏 名		災害等 の種別	☐ 地震 ☐ 風水害等 ☐ 火災等 ☐ 武力攻撃事態等 ☐ 放射性物質拡散 ☐ その他（ ）
発 信 日 時	年 月 日（ ） 午前・午後 時 分		

発生場所	住所・施設名等
災害内容	
対応状況	
そ の 他	

1 サイボウズOffice
 2 メール：gikai@city.fukushima-date.lg.jp
 3 電 話：０２４－５７５－１２１７
 4 F A X：０２４－５７５－５３３９

議会事務局確認者

災害用伝言ダイヤル（１７１）の使用方法



災害対策協議会に関する連絡（周知ひな形）

【表 題】

伊達市議会災害対策協議会の設置（開催）について

【本 文】

議員各位

議長 ○ ○

伊達市議会災害対策協議会を設置（開催）しますのでお知らせします。

副議長及び各常任委員会委員長は、下記により参集してください。

日時 ○年○月○分（○） ○時○分

場所 ○○○○○

また、委員長が参集できない場合、副委員長の代理出席をお願いします。

なお、参集にあたっては、自身の安全確保を最優先し、服装及び携帯品にもご注意ください。

議長指示による安否等の報告に関する連絡（周知ひな形）

【表 題】

災害に伴う安否等の報告について

【本 文】

議員各位

議長 ○ ○

○月○分に発生した災害により、被災した議員は、下記の事項についてサイボウズまたはメール等で報告をお願いします。

報告事項

- ① 議員とその家族の被災状況
- ② 議員の居場所と連絡先
- ③ 議員の参集の可否

報告期限

○年○月○分（○）○時まで

報告URL

https: